### 事業ローンカード規定

## 1. (カードの発行)

とうぎん事業ローンカード(以下「カード」といいます。)は、とうぎん事業カードローン契約に基づき、当行が発行するものとします。

#### 2. (カードの利用)

カードは、当行ならびに当行が提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM 等」といいます。)を使用して当座貸越による借入を行う場合(以下「借入」といいます。)に利用することができます。

### 3. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行 ATM 等を使用して借入をする場合には、当行所定の ATM の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。自動機利用手数料は、借入残高に加算します。
- (2) 提携先 ATM 等を使用して、借入をする場合には、提携先所定の自動機利用手数料をいただきます。自動機利用手数料は、借入残高に加算します。この場合、貸越金をもって提携先に支払います。

### 4. (ATM等による借入)

- (1) ATM 等を使用して借入を行うときは、ATM 等にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を画面表示等の操作手順に従って操作してください。この場合、当座勘定払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM 等による借入は、1千円または1万円単位とし、1回あたりの借入金額は当行(提携先のATM 等使用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。

### 5. (預金機・支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により ATM 等による借入ができないときは、窓口営業時間内に、当行本支店の窓口でカードにより借入を行うことができます。
- (2) 前項により取扱う場合には、当行所定の当座勘定払戻請求書に必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。

## 6. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失したとき、または、氏名 (署名)、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。
- (2) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (3) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 7. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取扱います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生(設立)年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入の停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

## 8. (解約等)

- (1) とうぎん事業カードローン契約の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカード利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行から請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

## 9. (カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

### 10. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、とうぎん事業カードローン契約に定める契約期限とします。なお、とうぎん事業カードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

## 11. (この規定の変更)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定(これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。)を変更することができるものとします。
- ①変更内容が本人(法人のお客さま)の一般の利益に適合するとき
- ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて (前項第2号の場合についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

# 12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、とうぎん事業カードローン契約に従って取扱うものとします。

以上 (2020.10)

